

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社高田工業所		コード	1966
提出日	2026/6/1	異動（予定）日	2026/6/24	
独立役員届出書の提出理由	令和8年6月24日開催予定の第79回定時株主総会において、取締役選任議案（取締役候補者10名のうち社外取締役3名選任）及び監査役選任議案（監査役候補者4名のうち社外監査役3名選任）を付議するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	鳥居 玲子	社外取締役	○														○		有
2	坂本 剛	社外取締役	○														○		有
3	谷本 進治	社外取締役	○							△								新任	有
4	高岸 宏明	社外監査役	○									△						新任	有
5	小林 智	社外監査役								△								新任	
6	神尾 康生	社外監査役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	弁護士としての豊富な経験及び専門知識を有しており、かつ一般株主とも利益相反のおそれがないと判断しているため。
2	該当事項はありません。	産学連携企業等の経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、かつ一般株主とも利益相反のおそれがないと判断しているため。
3	過去に、当社の主要な取引先である日本製鉄㈱の代表取締役副社長等を務めておりました。	上場会社における代表取締役等としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、かつ当社の定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。
4	過去に、当社の取引先である九州電力㈱の玄海原子力発電所第二所長等を務めておりました。	長年の電力会社勤務において、原子力発電所の責任者として、リスクマネジメントをはじめとする経験及び知識を有しており、その経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくと判断していることに加え、当社の定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、十分な独立性を有していると判断しているため。
5	過去に、当社取引先の役員に就任しており、会社法施行規則第2条第3項第19号（特定関係事業者）に規定する主要な取引先（メインバンク）の業務執行者であったため。	独立役員の指定届出はしてはおりませんが、長年の銀行勤務の経営経験に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その専門的な経験及び知識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため。
6	該当事項はありません。	過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その専門的な経験及び知識を当社の監査体制の強化に活かしていただくと判断しているため。

## 4. 補足説明

当社の社外役員に関する独立性基準は次のとおりであります。
(1) 当社及び子会社の連結売上高の2%以上を占める取引先の業務執行者 (2) 当社及び子会社が連結売上高の2%以上を占める取引先の業務執行者 (3) 当社及び子会社の連結総資産の2%以上を占める借入先の業務執行者 (4) 出資比率10%以上の当社及び子会社の主要株主及び出資先の業務執行者 (5) 当社及び子会社から年間10百万円以上の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 (6) 当社及び子会社から年間10百万円以上の寄付又は助成を受けている者又は組織の業務執行者 (7) 直前3事業年度のいずれかにおいて、上記(1)から(6)に該当する者 (8) 当社及び子会社の取締役等の配偶者又は二親等以内の親族（以下、「近親者」という。） (9) 直前3事業年度のいずれかにおいて、上記(1)から(6)に該当する者の近親者
(注) 1. 社外役員とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、第16号に規定する社外監査役をいいます。 2. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、法人等の業務を執行する役員・社員、また、使用人も含まれます。なお、監査役は含まれません。 3. 上記各号の要件のいずれかの事項に該当する場合であっても、当社が十分に独立性を有すると考える者については、その理由を説明することを条件に、独立役員とすることができるものといたします。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。